広島勤労者ハイキングクラブ“やまぼうし”規約

総　則

第１条　この会は、広島勤労者ハイキングクラブ（愛称 やまぼうし）と呼び，住所を会長宅に置きます。

第２条　この会は、日本勤労者山岳連盟及び広島県勤労者山岳連盟に加入します。

第３条　この会は、登山・ハイキングを平和で健康的なスポーツ文化としてとらえ、これを普及発展させることを目的とします。

第４条　（イ）この会は、前条の目的を遂行するために、以下の活動を行います。

① ハイキング愛好者を組織します。
② 登山・ハイキング技術とモラルの向上をめざします。
③ 遭難事故の防止に努めます。
④ 山岳自然の保護に努めます。
⑤ 会の内外への広報活動を進めます。
⑥ 志を同じくする諸団体と協力・共同の活動を進めます。
⑦ その他

（ロ）前項の活動を円滑に進めるために次の部をおきます。

① 山行部（山行計画・山行管理・事故対策）
② 自然保護部（山岳自然の保護と山行企画／平和の課題）
③ 広報部（ＨＰの充実と更新、機関誌の発行）
④ 教育部（安全・技術の向上、登山講座）
⑤ 組織部（会員の動向把握、会計管理、その他会員に関すること）

（ハ）会員はいずれかの部に所属して、その活動に参加します。

会　員

第５条

１．規約を認め、入会金と会費及び『労山山岳事故対策基金』を払い込んだ人は会員となります。
２．会員は平等の権利と義務を持っています。
３．会員は自由に退会できます。但し、納入済みの入会金と会費及び労山新特別基金は返却できません。
４．半年を越えて会費及び労山新特別基金の払い込みのない会員は、運営委員会の承認を得て除籍することができます。
５．運営委員会の承認を得て、休会することができます。会費及び新特別基金は免除されますが、納入済みの分は返却できません。
６．新入会員はオリエンテーション（教育講座）を受講することとします。
７．会員には日本勤労者山岳連盟発行の会員証（労山カード）が発行されます。

機　関

第６条　この会には次の機関を置きます。

１．総会
２．運営委員会

第７条

１．総会は、この会の最高決議機関です。年１回会長が召集します。
２．総会は、会員の過半数で成立し、決議は、出席者の過半数を必要とします。
委任状は、議長宛とし、総会の成立条件に含めます。
ただし、会長は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の３分の１以上の要請があったときは、臨時に総会を召集しなければなりません。

第８条　運営委員会は、総会の方針に基づいて会を運営します。
円滑な運営のために事務局を置くことができます。

役　員

第９条　この会に、次の役員をおきます。

１．会　長　　１名
２．副会長　　若干名
３．運営委員長　　１名
４．運営委員　　若干名
５．監事　　２名
６．顧問　　若干名

役員の任務

第１０条

１．会長は、会を代表します。
２．副会長は、会長を助け会長に支障があるときは、その任務を代行します。
３．運営委員長は、運営委員会をまとめ、会の円滑な運営に努めます。
４．運営委員は、運営委員会に出席して、会の活動を進めるために必要な企画を立案し、進めます。また、担当する部の活動をリードしていきます。
５．この会の会計担当者は、運営委員会で委員の互選により決定します。
６．監事は、会計を監査します。

第１１条

１．（役員の選出）役員は、総会で選出し、会員相互の互選とします。
但し，顧問は運営委員会で選出できます。
２．（役員の任期）役員の任期は１年とし，再選は妨げません。

会　計

第１２条

１．会の会計年度は、毎年３月１日に始まり翌年の２月末日までとします。
２．この会の経費は，入会金、会費、その他をもってまかないます。
３．会員の会費は、年会費払い込み制とし、会員は年度末までに次年度の会費を払い込んで継続の意志を組織部に伝えるようにします。
４．特別活動積立金
臨時の出費に備えます。
５．入会金及び会費
・入会金　　500 円（入会時のみ、再入会の会員はいただきません。）
・会費　　年額 8400 円
６．会費の割引
（イ）家族会員の会費は２人目からは半額とします。
（ロ）年齢が 75 歳以上で会員歴 10 年以上の会員の会費は年額 5000 円とし、労山山岳事故対策基金への加入を会員条件としません。
（ハ）複数団体に所属する会員で、連盟費の基準となる会員数に含まれない会員の会費は、年額 5000 円とします。
７．労山山岳事故対策基金
・寄付金（年額）　１口　1000 円（10 口まで加入可能です。）
・詳細は日本勤労者山岳連盟の労山山岳事故対策基金規定によります。

付　則

・この規約に定められていない事項については、労山の理念と規約の精神に基づいて運営委員会で処理します。
・この規約は会の結成総会にて 1988 年 4 月 23 日に制定されました。

2025 年 3 月 30 日一部改正